

第10回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成20年2月22日(金)
午後1時30分から午後4時20分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第1会議室
- 3 出席委員 會田鋭一郎, 安部 敏, 押野 浩, 寒河江浩二, 信夫隆男,
鈴木一夫, 鈴木和典, 滝澤孝臣, 松岡由美子, 三澤栄治, 村
形修子(五十音順)
- 4 列席職員 櫻井一朗事務局長, 小野隆之民事首席書記官, 佐々木正人刑
事首席書記官, 高橋弘人事務局次長, 阿部朋巳山形家裁総務
課長(庶務事務担当者), 田口威雄会計課長
- 5 議事要旨

(1) 山形地方裁判所長あいさつ

最近の裁判所長の主な仕事は、裁判員制度の広報活動ということで、裁判関係以外の機関を訪問していますが、これは所長だけでなく裁判所の職員全員が一丸となって取り組んでいるところです。

社会ではいろいろな不祥事が続き、モラルの荒廃が問題となっていますが、原因の一つに、法律が自らの生活を律する物差しになっていないことが考えられます。また、民主主義の原点として、元々は自分たちで自分たちを裁くという基本理念があったはずですが、刑事裁判が専門化したため、この本来の姿からは遠い形となっています。裁判員制度の導入により、国民に法意識を取り戻すことになればと思っています。国民への負担の押しつけではないかという声もありますが、委員の方々には、裁判員制度の究極にあるものはモラルの回復にあるとの前提で、現段階で裁判所が何をすればよいのか御意見をいただければと思います。

(北野委員長欠席のため、以下會田委員長代理が議事を進行した。)

(2) 新任出席委員の自己紹介

安部委員及び信夫委員が自己紹介した。

(3) 「第二期裁判所委員会についてのアンケート調査報告書」について書
面報告

(4) 「裁判員制度広報の在り方について」協議

山形地方裁判所事務担当者から以下のとおり報告がなされた。

ア 企業訪問

山形地方裁判所では、法曹三者の取組として、制度の周知、休暇制度の創設依頼、模擬選任手続・模擬裁判の参加依頼及び出前講義の御案内を目的として、昨年から2月22日まで175社の企業訪問を実施した。

イ ミニフォーラムの実施

制度の説明及び模擬評議を内容とするミニフォーラムを県内5か所で実施し、参加人数は364人であった。参加者の主な意見としては、貴重な経験だった、制度を少し理解できた等々、参加型とした取組については好評であった。

ウ 裁判所見学及び模擬評議の実施

模擬裁判を9回、裁判員の模擬選任手続を1回、それぞれ実施した。

エ その他

所長が裁判員制度広報の協力依頼のため山形県知事を訪問したこと及び別館（刑事棟）見学会の実施について、各報告した。

オ 今後の取組予定

小規模企業、農協、漁協等を訪問し、模擬選任及び模擬評議を実施し、評議体験会及び刑事棟の見学会を行う予定である。

< 主な意見等 >

模擬選任では、訪問した企業から、任意に名簿の提出協力を受け、無作為に30人に通知を出した。事前に辞退が認められた人が3人、2人が当日欠席（3日目に出席すればよいと勘違いしていた人が1人、

失念が1人)し、25人が出頭した。今回の模擬選任の対象は、山形市近郊の企業を対象に実施したが、裁判所としては、次回は範囲を拡大し、更なるデータ収集に努めたい。

広報用映画「裁判員」はよくできていると思う。インターネットでも視聴できるということなので、より多くの方に見てもらいたい。

滝澤所長が冒頭に話した内容を、より多くの方に見聞きしてもらいたいと思う。先ほどの内容を印刷物にして各種組織、学校等に配布してはどうだろうか。

委員として、裁判所と国民の間の橋渡し役としてできることがある。私は、公民館、大学、幼稚園、町内会等身近なところから、DVDを紹介する等している。

最近模擬評議を体験した山形県内の中学生のアンケートでは、94人中73人が裁判員をやる、14人が断る、7人が分からないというものだった。次世代の担い手である中学生への働きかけも必要である。

裁判員は難しいとか、選ばれたら困る等の声もあるが、選ばれたら選ばれたで心配するほどのことではないのではないかと思う。

制度が導入されればそれなりに有効な制度だと思う。全く新しい制度なので国民が納得するまで時間がかかると思うが、全般的には日本国民がやれないものではなく、趣旨がよく分からないところがあるだけではないか。

滝澤所長の話聞いても、なぜ、国民が裁判制度に参加する必要があるのか、分かりにくい。最初に感じることは、人を裁くことの重さである。ただ、そういう立場になればみんなやるのではないかという気はする。

裁判員は普通の感覚で、どう思うか等自分の常識で裁判官に質問することでよいと思う。却って、法律的なことは知らない人の方がいい

のではないかと思う。

裁判は専門家に任せておけばいいというのではなく、直接民主主義の形から言えば、裁判員制度は、私たちの手に裁判の一部を取り戻す制度ではないかと思う。

テレビ番組にもあるような、もっと身近に感じられるような宣伝をすれば効果があると思われる。

国民の側から、裁判を国民の手に取り戻そうという意識が醸成されて裁判員制度が作られたのではなく、司法制度改革審議会からの発案ということで、国民には今一つ分かりにくい感じがするのではないか。理屈でなく、日常生活の中で感じ取れるようになればよいと思うが、まだ身近さを感じられない。

制度としては、国民に認知されているのではないかと思う。

秋には、来年度の裁判員候補者名簿の作成作業が始まり、年末までには登載者あてに通知が行く予定である。その頃になれば、広報も全国展開となることが予想される。

ミニフォーラムの参加者アンケートによれば、参加したくないという数字が出ているが、人が人を裁くことはそれなりに重要性を伴うことであり、アンケートの結果は健全な国民感情、国民の良識を表しているものと考えられる。

(5) 「望ましい裁判所の在り方について(裁判所の人的・物的整備)、特に支部について」協議

山形地方裁判所事務担当者から、裁判官・職員の配置状況、歳出実績及び事件数・事件処理状況について、報告がなされた。

<主な意見等>

本協議事項を提案した前委員の真意としては、かつて簡裁が統廃合されたこともあり、県内全体を見渡して、住民にとって利用しやすい

裁判所となっているか，人的・物的な面から検証しようという問題意識からではないかと思われる。

報告内容からすれば，人員の配置は適正ではないかも知れないが，やりくりしているという感じはする。

弁護士の数が増えている状況下で，裁判官の増員が図れないのはアンバランスな印象を受ける。

裁判員制度が始まれば，人員は増えるのではないか。安易に裁判官を増やすのは質的な面で問題が生じるのではないか。

(6) 次回のテーマ

委員長と山形地方裁判所事務局とで検討する。

(7) 次回期日

平成20年9月5日(金)午後1時30分